

令和 7 年第 1 回高石市議会臨時会 議案一覧

議案第1号	専決処分の報告について（高石市市税条例の一部を改正する条例制定について）
議案第2号	令和 7 年度高石市一般会計補正予算

議案第 1 号

専決処分の報告について（高石市市税条例の一部を改正する条例制定について）

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 5 月 1 4 日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、本市の市税条例について所要の改正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、やむを得ず、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日
高石市長 畑 中 政 昭

高石市市税条例の一部を改正する条例

高石市市税条例(昭和59年高石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の4第3項第1号中「第5条の3第2項第2号」を「前条第2項第2号」に改める。

第27条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第88条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

第93条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第88条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第94条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第15条第2項中「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則第15条の4中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第19条第1項中「附則第18条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高石市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第88条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

高石市市税条例新旧対照表

新	旧
(職権による換価の猶予の手続等) 第 5 条の 4 略 2 略 3 法第15条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 前条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類 (2) 略 (市民税の申告) 第 2 7 条 略 2 ～ 7 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (種別割の税率) 第 8 8 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額2,000円 イ 2 輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2 輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円 エ 2 輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円	(職権による換価の猶予の手続等) 第 5 条の 4 略 2 略 3 法第15条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 第 5 条の 3 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類 (2) 略 (市民税の申告) 第 2 7 条 略 2 ～ 7 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から 2 月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (種別割の税率) 第 8 8 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額2,000円 イ 2 輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2 輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

才 略

- (2)・(3) 略
(種別割の減免)

第93条 略

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に申請しなければならない。

- (1)～(4) 略

- (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第88条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

- (6)～(8) 略

3 略

- (身体障害者等に対する種別割の減免)

第94条 略

- 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第7条第2項の規定により交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1)～(4) 略

- (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件

- (6) 略

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければな

三 略

- (2)・(3) 略
(種別割の減免)

第93条 略

- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に申請しなければならない。

- (1)～(4) 略

- (5) 原動機の総排気量又は定格出力

- (6)～(8) 略

3 略

- (身体障害者等に対する種別割の減免)

第94条 略

- 2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第7条第2項の規定により交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1)～(4) 略

- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件

- (6) 略

らない。

4・5 略

附 則
(読替規定)

第15条 略

2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 略

2～7 略

8 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

9 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第16条 次条から附則第28条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(9) 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第19条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標

3・4 略

附 則
(読替規定)

第15条 略

2 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 略

2～7 略

8 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第16条 次条から附則第28条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(9) 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第19条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第18条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の

準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2・3 略

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高石市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第88条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2・3 略

議案第 2 号

令和 7 年度高石市一般会計補正予算

令和 7 年度高石市一般会計補正予算

令和 7 年度の高石市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 59,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,857,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 1 4 日 提出

高石市長 畑 中 政 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6,027,337	59,476	6,086,813
	2. 国庫補助金	1,094,749	59,476	1,154,225
歳 入 合 計		28,797,678	59,476	28,857,154

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民生費		13,042,634	59,476	13,102,110
	1. 社会福祉費	5,852,764	59,476	5,912,240
歳 出 合 計		28,797,678	59,476	28,857,154

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,027,337	59,476	6,086,813
歳入合計	28,797,678	59,476	28,857,154

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
3. 民生費	13,042,634	59,476	13,102,110	59,476	0	0	0	0
歳 出 合 計	28,797,678	59,476	28,857,154	59,476	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	360,699	59,476	420,175	1. 総務管理費補助金	59,476	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 59,476
計	1,094,749	59,476	1,154,225			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	2,760,578	59,476	2,820,054	59,476					1. 報酬	3,005	定額減税調整給付金給付事業費 59,476
									3. 職員手当等	1,281	1 報酬 会計年度任用職員報酬 3,005
									8. 旅費	100	3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 8 旅費 費用弁償 10 需用費 消耗品費 11 役務費 通信運搬費 手数料 12 委託料 システム改修等業務委託料 4,000
									10. 需用費	100	1,281
									11. 役務費	990	592
									12. 委託料	4,000	497
									18. 負担金補助及び交付金	50,000	192
											100
計	5,852,764	59,476	5,912,240	59,476							100 100 990 440 550 4,000 4,000 50,000 50,000 50,000

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	人 (353) 298	千円 698,163	千円 1,230,875	千円 1,156,131	千円 3,085,169	千円 662,350	千円 3,747,519	
補 正 前	(350) 298	695,158	1,230,875	1,154,850	3,080,883	662,350	3,743,233	
比 較	(3) 0	3,005	0	1,281	4,286	0	4,286	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円
	補 正 後	451,010	372,796	48,939
	補 正 前	450,418	372,299	48,747
	比 較	592	497	192

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	人 (4) 298	千円 -	千円 1,230,875	千円 897,975	千円 2,128,850	千円 484,051	千円 2,612,901	
補 正 前	(4) 298	-	1,230,875	897,783	2,128,658	484,051	2,612,709	
比 較	(0) 0	-	0	192	192	0	192	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務 手当
	補 正 後	千円 48,939
	補 正 前	48,747
	比 較	192

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	人 (349)	千円 698,163	千円 -	千円 258,156	千円 956,319	千円 178,299	千円 1,134,618	
補 正 前	(346)	695,158	-	257,067	952,225	178,299	1,130,524	
比 較	(3)	3,005	-	1,089	4,094	0	4,094	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当
		千円	千円
	補 正 後	140,293	117,863
	補 正 前	139,701	117,366
	比 較	592	497

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 1,281	その他の増減分 千円 1,281	その他の増減	1,281 千円